委任状の偽造及び偽造した委任状の使用は**犯罪**であり、刑法により処罰されます。
※私文書偽造罪・偽造私文書等行使

委　任　状

代 理 人　住　　所……

　　氏　　名……

　　生年月日……

上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項　１……

　　２……

　　３……

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　あて

委 任 者　住　　所……

　　氏　　名……（法人の場合代表者印）注③

　　生年月日……

電話（昼間連絡の取れるもの）……

※委任事項が不明確で判断できないときは、電話にて確認させていただく場合があります。

登録印
注②

注意事項

①**すべての欄を委任者ご本人がお書きください。（パソコン等による入力、記載は不可）**

②**印鑑登録の場合は、登録する印鑑を「登録印」欄に押印してください。**

③委任者が法人の場合、氏名欄には「法人名・役職名・代表者名」を記入の上、「代表者印」を押印してください。

④窓口では代理人確認のため、運転免許証等官公署発行の顔写真付のもの１点、又は健康保険資格確認書や年金手帳等と通帳や社員証等の計２点以上の提示を求めます。

⑤委任状での印鑑登録は、照会文書での委任者の回答が必要なため日数がかかります。

⑥住民異動届や戸籍の写し申請は該当者全員の本籍地・筆頭者、生年月日等を届出（申請）書に記入していただきます。

⑦**個人番号（マイナンバー）及び住民票コード入りの住民票は、即日交付できません。**代理人による請求を希望される場合は、事前に請求方法をお問い合わせください。

⑧**委任状では、熊谷市外の本籍の戸籍証明書は取得できません。**

委任事項記入例

※委任事項は具体的にご記入ください（何の証明書を何通取得する等）。

※ここにない事項の委任は、担当課へご相談ください（委任できない事項もあります）。

（１）　住民票及び戸籍の写し等の交付申請を委任する場合

- 住民票世帯全員の写し（住民票世帯一部の写し）〇通交付に関すること。
- 戸籍謄本（全部事項証明）〇通交付に関すること。
- 戸籍抄本（個人事項証明）〇通交付に関すること。
- 戸籍の附票〇通交付に関すること。
- 身分証明書〇通交付に関すること。
- 住民異動届に関すること。

（２）　印鑑登録の申請を委任する場合

- 印鑑登録申請に関すること。
- 印鑑登録廃止申請に関すること。（改印、カード紛失など既に登録している場合）

（３）　税証明の交付申請を委任する場合

- 令和〇年度　住民税　所得　課税証明書〇通交付に関すること。
- 令和〇年度　納税証明書〇通交付に関すること。
- 令和〇年度　評価証明書〇通交付に関すること。（評価証明を受ける物件の所在地も記入してください）

マイナンバーカードをお持ちの方は、各種証明書をコンビニエンスストアで取得できます！　ご本人が取得すれば安心です♪

【取得可能な各種証明】　住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、市民税県民税課税（非課税）証明書、（本籍が熊谷の方のみ）戸籍証明書及び戸籍の附票の写し

※取得には条件があります。くわしくは熊谷市ホームページをご確認ください。

※6時30分から23時まで（12月29日から1月3日を除く）。その他メンテナンスなどにより利用できない場合があります。